

麻布税務署からのお知らせ

Announcement from Azabu Tax Office

【問合せ先】 〒 106-8630 港区西麻布3-3-5 TEL 03 (3403) 0591 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

【Contact Us】 Tokyo Regional Taxation Bureau (Tokyo Kokuzei-Kyoku)
Income Tax Counseling In English TEL 03 (3821) 9070

【More Information】 National Tax Agency Website - Information about Income Tax
<https://www.nta.go.jp/english/taxes/individual/index.htm>

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax!



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
令和5年 2月1日(水) ～ 2月15日(水) ※ 土、日及び祝日を除きます。	麻布税務署 別館会議室	港区西麻布3-3-5	【受付】午前9時30分から 午後4時まで 【相談】午前9時30分から 【事前申込をお願いします】

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、麻布税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

○ 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。

○ オンラインによる事前申込は、令和5年1月10日(火)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

○ 電話による事前申込は、令和5年1月10日(火)から可能となります。

【事前申込専用番号：03-6626-2108】(受付時間：平日午前9時～午後5時)に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署(麻布税務署)」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

なお、「事前申込専用番号」以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

事前申込サイト



https://coubic.com/azabuzei/bookimg_pages#pageContent

申告書作成会場の開設について

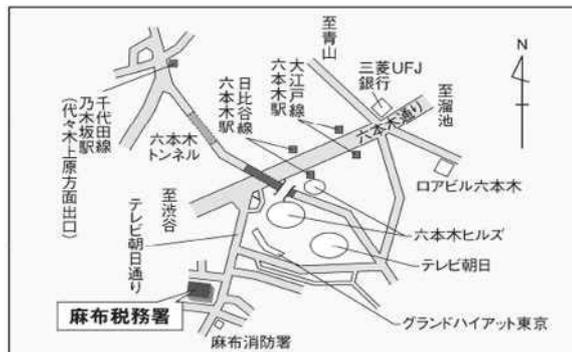
～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(木) ～ 3月15日(水) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	麻布税務署 別館会議室	港区 西麻布 3-3-5	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】午前9時15分から

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は、東京国税局1階(中央区築地5-3-1)において受付・相談を行います。

- 申告書等の提出のみの場合は、麻布税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
 - 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
 - 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
 - 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
 - 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
 - 確定申告期間中は当署の駐車場は混雑が予想されますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。
 - 上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
 - Please bring someone who can speak Japanese when you come to the Tax Office.
- (当署へお越しの際は、日本語がわかる方と一緒に来署ください。)

【案内図】



オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト



令和6年1月22日

各町会・自治会長 様

港区防災危機管理室
危機管理・生活安全担当課長 原谷 英樹

「落語と講話から学ぶ特殊詐欺被害防止講習会」チラシの配布について

日頃から港区政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

区では、区内の特殊詐欺の被害を防止するため、「落語と講話から学ぶ特殊詐欺被害防止講習会」を実施します。

つきましては、参加者募集のためのチラシを送付させていただきますので、ご多用のところたいへん恐縮ではございますが、町会・自治会の方々へお配りくださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

部数の不足や、ご不明点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ】

港区防災危機管理室
防災課生活安全推進担当 上田
TEL 03-3578-2271

落語と講話で学ぶ 特殊詐欺 被害防止講習会

特殊詐欺は依然として発生しており、令和5年は被害額が前年よりも増加しています。

被害に遭わないためには実際の手口や防犯対策を学ぶことが重要です。

落語と講話で
特殊詐欺の手口や防犯対策をお話します！

日時 令和6年2月27日(火)15～16時

講習会の内容

落語

特殊詐欺の手口を落語でお伝え

講話

実際に起きた特殊詐欺や被害防止対策について分かりやすく講話

質問 お知らせ

講習会を終えての質問回答や、区が無料貸出している自動通話録音機のご紹介



場所

赤坂区民センター 区民ホール
港区赤坂四丁目18番13号
赤坂コミュニティーぷらざ内 3階

対象

区内在住・在勤・在学の方

人数

300人(申込順)

申込み

電話で、2月1日(木)午後3時～2月23日(金)に、
氏名・住所・電話番号・年齢をみなとコール(受付
時間:午前9時(初日は午後3時)～午後5時)へ。

☎03-5472-3710

右記の
事項に
同意の上、
お申込み
ください。

- 1.当日はアルコール消毒にご協力をお願いいたします。また、息苦しさ(呼吸困難)、だるさ(倦怠感)、発熱(目安37.5度以上)、咳等の風邪症状がある場合は、参加をご遠慮ください。
- 2.当日に内容の変更や時間の短縮等をさせていただく場合がございます。
- 3.事業の参加中の映像、写真、記事、記録について、地域情報誌や区ホームページ等に掲載する場合がありますので予めご了承ください。
- 4.感染症の拡大や台風等の自然災害により、中止する場合があります。

講座の内容に関する
問合せ

港区 防災課 生活安全推進担当



03-3578-2271



自転車の損害賠償保険

に加入していますか？

東京都の条例*では、自転車利用中の事故により、

他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる
保険等への加入が義務となっています。

自分自身と被害者を守るため、万が一事故を起こしてしまったときに備えて
自転車保険に加入しましょう。

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

港区民交通傷害保険【港区で加入受付を行っている保険】

区民交通傷害保険は少額の保険料で加入でき、交通事故でケガをしたときに、入院や通院治療日数・期間に応じて、保険料が支払われる保険制度です。自転車を運転中に相手にケガをさせてしまった場合が対象となる「自転車賠償責任プラン」も用意されています。

※自転車賠償責任プランのみに加入することはできません。

※港区内在住・在勤・在学者が加入できます。

区民交通傷害保険はWEBで加入できます！

窓口へ行かなくても、曜日や時間を
気にせずにお手続きができます。

港区 区民交通傷害保険 🔍

すでに加入している保険や共済に付帯されている場合もあります。
裏面のチェックシートで
自転車損害賠償保険等への加入状況をチェックしてみましょう！

裏面へ！！



自転車賠償責任保険等への加入状況をチェック！

●自転車運転中の賠償責任を補償する保険

確認いただく保険・共済契約		確認いただきたいこと
① 「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品		①～⑧の保険・共済に加入しているか、加入している場合、これらの保険・共済に「個人賠償責任保険」が契約（付帯）されているか確認してください。 【個人賠償責任保険】 個人又は同居の家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険です。 ※日常賠償責任保険、賠償責任共済といった名称も同様な保険です。 ※十分な賠償資力が確保されているか、契約している保険等の保険金額も確認しておきましょう。
② 自動車保険（特約）		
③ 火災保険（特約）		
④ 傷害保険（特約）		
⑤ クレジットカードなどの付帯保険		
団体保険	⑥ 会社等の団体保険	
	⑦ PTAの保険など学校・大学で加入募集を受ける保険	
	⑧ 交通安全協会の自転車会員として加入している保険（自転車事故による損害賠償のみを補償）	

●自転車運転中の事故で他人の生命又は身体の重度の損害を補償する制度

TSマーク付帯保険 (点検整備された自転車の車体に付帯された保険)	補償条件が限られています。点検日から1年以内のTSマークが自転車に貼られているか確認してください。
--------------------------------------	---

